

11-7 **本日判決** ゴビンダさん無罪は当然 東京高裁は、無罪勾留と逆転有罪を謝罪せよ!

「無実の人を罰しても問題ない」と公言。
検証も謝罪も拒む東京高検

本日午前十時半に開廷される法廷で、東京高等裁判所第四刑事部（小川正持裁判長）は、ゴビンダ・プラサド・マイナリさんの無罪を意味する「控訴棄却」の判決を言い渡します。さる十月二十九日の再審第一回公判で、ゴビンダさん以外の第三者が被害者を殺害したことを示す数々の証拠が提出され、検察官も無罪を主張しました。

彼らは、今から十二年前（二〇〇〇年四月）東京地裁が下した無罪という正しい判決に逆らい、何の証拠も示さないまま控訴しました。しかし再審で一八〇度主張を変えたことについて、ついに一言の説明も行いませんでした。

そして「捜査や公判に問題があったとは考えていない。事件の検証も、ゴビンダさんへの謝罪もしない」という態度を貫いたのです。

公判後に青沼隆之次席検事が「結果として迷惑をかけて申し訳ない」と口先だけのコメントを述べたにとどまっています。

ゴビンダさんの無実が明らかになった以上、問題がない筈はないのです。それとも検察は、問題がなくても無実の人を罰するのが検察だ、と公言して平気なのでしょうか？

東京高裁の過ちは、さらに重大

しかし、東京高裁もまた十二年前、証拠に基づかない検察の控訴を漫然と受け入れ、その要求にしたがって無罪判決を受けたゴビンダさんを再び勾留するという暴挙を行いました。

その上で、一審判決を無理矢理覆し、一転して有罪、無期懲役という重罰を科したのです。その根拠とされた高木俊夫裁判長（故人）の事実認定がデータラメであったことは、今や誰も反論し得ない、証明された事実です。

それは、再審請求審の中で現第四刑事部が、検察官の隠してきた証拠を開示させたことで明らかになったのです。その成果は大きなものです。だからこそ、同じ東京高裁が犯した重大な過ちにほっかむりをする事なく、正面から向き合い、誤判原因を究明する勇氣ある判決が求められています。

ゴビンダさんへの謝罪は、そのための最低限の第一歩です。



検察、裁判所は過ちを認め、謝って

本日の行動予定

傍聴と報告会に集まろう！

● 午前十時十分 傍聴券抽選締め切り（遅くとも十時くらいまでには列にお並び下さい）

● 午前十時半 開廷 無罪判決

ネパールに帰ったゴビンダさんに代わり、無罪判決を、この耳で確かめたいと思います。しかし、傍聴席に限りがありますので、入廷できない支援者も多く出ると思われます。

そうした方たちにも、無罪判決の内容や法廷の様子、ゴビンダさんからのご挨拶をお伝えするため、左記の報告会を行います。多くの皆様が、お集まりいただきますよう、お願いします。

勝利判決報告会

午後1時開場 1時半開始予定

日比谷図書文化館 大ホール （日比谷公園内 元の日比谷図書館）

● 弁護団からの判決内容報告

● ゴビンダさんメッセージ

● 冤罪当事者・支援者アピール

菅家利和さん（足利事件）

桜井昌司・杉山卓男さん（布川事件）

北陵クリニック事件

袴田事件

名張毒ぶどう酒事件 他・予定

● 国民救援会からの報告

● 「支える会」からの報告

共催

無実のゴビンダさんを支える会

<http://www.jca.apc.org/govinda/>

日本国民救援会中央本部

<http://kyuenkai.org/>

